

コネクティッドナビ利用規約  
【トヨタブランド以外のおクルマ向け】

コネクティッドナビ利用規約【トヨタブランド以外のおクルマ向け】（以下、「コネクティッドナビ利用規約」といいます）は、T-Connect 利用規約【トヨタブランド以外のおクルマ向け】（以下、「T-Connect 利用規約」といいます）に付随して、T-Connect のオプションサービスとしてトヨタコネクティッド株式会社（以下、「TC」といいます）およびトヨタ自動車株式会社（以下、「TMC」といい、TC および TMC を総称して「当社」といいます）が提供する「コネクティッドナビ（車載ナビ有）」のサービス（以下、「コネクティッドナビ」といいます）の利用条件を定めるものです。コネクティッドナビ利用規約は、T-Connect 利用規約と一体となり、その一部を構成するものであり、コネクティッドナビ利用規約に定めのない事項は、T-Connect 利用規約の各条項が適用されるものとします。

#### 第1条（規約の適用）

1. コネクティッドナビ利用規約は、当社とコネクティッドナビ契約者等（次条にて定義します）との間のコネクティッドナビの利用に関する関係一切に適用されます。
2. 当社は、コネクティッドナビの利用条件等に関して、別途、規程等（以下、「コネクティッドナビ諸規程」といいます）を定めることがあります。コネクティッドナビ諸規程は、コネクティッドナビ利用規約と一体となり、その一部を構成するものとし、コネクティッドナビ契約者等は、コネクティッドナビを利用する際には、コネクティッドナビ利用規約に加えてコネクティッドナビ諸規程の定めも遵守するものとします。ただし、コネクティッドナビ利用規約とコネクティッドナビ諸規程の定めが矛盾または抵触する場合には、コネクティッドナビ諸規程の定めが優先して適用されるものとします。

#### 第2条（定義）

コネクティッドナビ利用規約において使用する次の各号に定める用語は、当該各号に定める意味を有するものとします。その他のコネクティッドナビ利用規約で使用する用語は、コネクティッドナビ利用規約で特段定義がされない限り、T-Connect 利用規約および T-Connect の個人情報等の取得と利用について【トヨタブランド以外のおクルマ向け】において定義された意味を有するものとします。

- (1) コネクティッドナビ契約者：コネクティッドナビ利用規約に基づき、T-Connect のオプションサービスとして、当社との間でコネクティッドナビの利用に関する契約が成立した者をいいます。
- (2) コネクティッドナビ利用契約：コネクティッドナビ利用規約に基づき、T-Connect のオプションサービスとして、当社およびコネクティッドナビ契約者との間で成立するコネクティッドナビの利用に関する契約をいいます。
- (3) コネクティッドナビ車両利用者：コネクティッドナビ契約者から利用車両におけるコネクティッドナビの利用を許諾された者をいいます（コネクティッドナビ契約者自身を含みません）。
- (4) コネクティッドナビ契約者等：コネクティッドナビ契約者およびコネクティッドナビ車両利用者を総称していいます。
- (5) コネクティッドナビ利用料：コネクティッドナビの提供にかかる対価・料金をいいます。

#### 第3条（コネクティッドナビ利用契約の申し込み）

1. コネクティッドナビは、当社がコネクティッドナビを利用することができる車種として指定した車両でのみ利用することができます。コネクティッドナビ利用契約のお申し込みにあたっては、利用車両がコネクティッドナビを利用できる車種であるかどうかをあらかじめご確認ください。
2. コネクティッドナビ利用契約の申し込みは、T-Connect 基本契約の申し込みと同時に、または事前に T-Connect 基本契約が成立している場合に限り、行うことができます。

3. 前項の定めにかかわらず、車両初度登録日より初回の60ヵ月点検月の末日までにT-Connect基本契約を申し込んだ場合には、併せてコネクティッドナビ利用契約の申し込みもあったものとみなし、T-Connect基本契約の成立とともにコネクティッドナビ利用契約も成立し、車両初度登録日より初回の60ヵ月点検月の末日まで（以下、「無料期間」といいます）無料で利用できるものとします。

#### 第4条（サービスの内容）

1. コネクティッドナビの機能およびサービス内容は、ご契約のサービスプランおよび搭載する車載機の種類によって異なります。詳細はT-Connect利用規約表紙のQRコードまたはこちら（<https://www.subaru.jp/connected/tconnect/pdf/t-connect.pdf>）からご確認いただけます。
2. コネクティッドナビは、コネクティッドナビ契約者およびコネクティッドナビ車両利用者が利用できます。

#### 第5条（利用条件および遵守事項）

1. 安全のため、利用車両の運転者は、走行中の車載機および通信機の操作は極力お控えください。走行中の操作は、ハンドル操作を誤る等思わぬ事故につながるおそれがあり危険です。車を停車させてから操作をしてください（音声操作を除きます）。音声操作の場合にも、走行中は運転に集中するようにご注意ください。なお、走行中に画面を見るときは、必要最小限の時間（1秒程度以内）にしてください。
2. コネクティッドナビのナビゲーションによるルート案内の内容にかかわらず、実際の交通規制に従って走行してください。ルート案内のみに従い、実際の交通規制に従わない走行をした場合は、交通規制に違反するおそれがあり、交通事故の原因ともなりえます。
3. コネクティッドナビは、コネクティッドナビ契約者等の眠気防止や覚醒をお約束するものではありません。長時間運転や眠気を感じた場合等は、適切に休憩をとっていただく等、安全運転をお願いします。

#### 第6条（コネクティッドナビ利用料の支払い）

1. コネクティッドナビ契約者は、コネクティッドナビ利用契約に基づき、コネクティッドナビ利用料として別紙に定める金額を、TCに対して支払うものとします。コネクティッドナビ利用料の支払方法および支払期日は、コネクティッドナビ利用規約およびT-Connect利用規約第11条に定めるところによるものとします。

#### 第7条（契約期間）

コネクティッドナビ利用契約の契約期間は、別紙に定めるとおりとします。

#### 第8条（個人情報等の取扱い）

コネクティッドナビの利用について、当社は、コネクティッドナビの提供に関連して取得した契約者、車両利用者の個人情報の取扱いについて、T-Connectの個人情報等の取得と利用について【トヨタブランド以外のおクルマ向け】（[https://tconnect.jp/webregist\\_common/tcterms/](https://tconnect.jp/webregist_common/tcterms/)）に定めるほか、次の各号に定める提供先に、提供先利用目的の達成に必要な範囲内で、当該各号に定める項目・提供方法に従い提供することがあり、コネクティッドナビ契約者等はこれに同意するものとします。

(1) 提供先：Cerence Japan 株式会社

①提供先利用目的

提供先の開発する音声認識機能、自然言語理解機能等の研究開発、強化、品質向上

②項目

コネクティッドナビ利用時に送信されるデータのうち対話機能を通じて送信されるデータ  
(氏名等、お客様個人を特定できる種類の情報と併せて送信することはありません)

③提供方法

データの送信

(2) 提供先：株式会社トヨタマップマスター

①提供先利用目的

提供先の開発する地図情報検索機能の研究開発および品質向上

②項目

コネクティッドナビ利用時に送信されるデータのうち地図情報検索機能を通じて送信されるデータ

③提供方法

データの送信

(3) 提供先：株式会社アイシン

①提供先利用目的

提供先の開発するナビゲーションシステムの研究開発および品質向上

②項目

コネクティッドナビ利用時に送信されるデータのうちナビゲーションデータ

③提供方法

データの送信

## 第9条（解約）

T-Connect 利用規約第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、コネクティッドナビ契約者は、無料期間中は、コネクティッドナビ利用契約のみの解約を求めることはできません。無料期間中にコネクティッドナビ利用契約の解約を希望するときは、T-Connect 利用規約自体を解約していただく必要があります。なお、T-Connect 利用規約を解約した場合は、コネクティッドナビ利用契約も T-Connect 利用規約が終了した時点で当然に終了します。

（付則）2024 年 1 月 29 日改定

別紙

■コネクティッドナビ（車載ナビ有）

(1) T-Connect スタンダード (22)

①コネクティッドナビ対応車両においてディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応）Plus を装着している T-Connect スタンダード (22) の契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、コネクティッドナビ利用契約を締結する場合

<p>契約期間</p>	<p><b>【車両初度登録日以降初回の 60 ヶ月点検月の末日までにコネクティッドナビ利用契約を締結する場合】</b>                  契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の 60 ヶ月点検月の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。無料期間内のどの時点で利用開始手続きをしても、また、無料期間内にいったん解約がなされた後、改めて契約がなされた場合でも、無料期間の満了日は変わりません。                  コネクティッドナビ契約者により所定の継続手続きが行われ、無料期間の満了日までにコネクティッドナビ利用契約の継続の効力が発生しない限り、無料期間の満了日をもって契約終了となります。</p> <p><b>【無料期間満了日の翌日以降にコネクティッドナビ利用契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降もコネクティッドナビ利用契約を継続する場合】</b>                  ①無料期間満了日の翌日以降にコネクティッドナビ利用契約を新規契約する場合                  契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。                  ②無料期間満了日以降もコネクティッドナビ利用契約を継続する場合                  契約期間は、当該無料期間の満了日の翌日から 1 ヶ月間です。                  ①②いずれの場合も、コネクティッドナビ利用契約は自動更新契約です。コネクティッドナビ契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにコネクティッドナビ利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までにコネクティッドナビ利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 ヶ月間自動的に更新され、以降も同様となります。                  ただし、車載機より支払方法を TOYOTA Wallet (Wallet QR) にて申し込んだ場合は、①②いずれの場合においても、当該契約は自動更新されません。この場合、当該契約期間の満了日をもって契約終了となります。</p>	
<p>利用料（消費税込み）</p>	<p>車両初度登録日以降初回の 60 ヶ月点検月の末日までコネクティッドナビ利用契約を締結する場合</p>	<p>無料</p>
	<p>無料期間満了日の翌日以降にコネクティッドナビ利用契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降もコネクティッドナビ利用契約を継続する場合</p>	<p>880 円/月</p>
<p>選択可能な支払方法</p>	<p>クレジットカード/TOYOTA Wallet (Wallet QR)</p>	